

宝塚市地域生活支援事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
 - 第2章 相談支援事業（第7条－第12条）
 - 第3章 成年後見制度利用支援事業（第13条－第15条）
 - 第4章 意思疎通支援事業
 - 第1節 通則（第16条－第22条）
 - 第2節 手話通訳者派遣事業（第23条－第27条）
 - 第3節 要約筆記者派遣事業（第28条－第32条）
 - 第4節 手話通訳者設置事業（第33条－第36条）
 - 第5節 入院時コミュニケーション支援事業（第37条－第42条）
 - 第5章 日常生活用具給付等事業（第43条－第52条）
 - 第6章 手話奉仕員養成研修事業（第53条・第54条）
 - 第7章 移動支援事業（第55条－第61条）
 - 第8章 地域活動支援センター事業（第62条－第67条）
 - 第9章 その他の事業
 - 第1節 訪問入浴サービス事業（第68条－第77条）
 - 第2節 更生訓練費給付事業（第78条－第84条）
 - 第3節 知的障害者職親委託制度事業（第85条－第96条）
 - 第4節 生活訓練等事業（第97条－第102条）
 - 第5節 日中一時支援事業（第103条－第109条）
 - 第6節 生活サポート事業（第110条－第116条）
 - 第7節 社会参加促進事業
 - 第1款 通則（第117条・第118条）
 - 第2款 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（第119条・第120条）
 - 第3款 自動車運転免許取得費助成事業（第121条－第128条）
 - 第4款 自動車改造費助成事業（第129条－第135条）
 - 第8節 要約筆記者養成研修事業（第136条・第137条）
 - 第10章 雑則（第138条－第142条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障害者の日常

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する市町村の地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成18年厚生労働省告示第529号）及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。）の例による。

（事業の内容）

第3条 市長は、国実施要綱に基づき、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 成年後見制度利用支援事業
- (3) 意思疎通支援事業
- (4) 日常生活用具給付等事業
- (5) 手話奉仕員養成研修事業
- (6) 移動支援事業
- (7) 地域活動支援センター事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、国実施要綱に規定するその他の事業で市長が必要と認める事業

2 市長は、法律又はこの要綱に特別の定めがある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者で、前項の事業の運営における専門性、中立性及び公平性を確保し、継続的に実施することができる者と認められる者に対し、その事業の全部又は一部を委託し、又は補助することができる。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 特例民法法人
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) 指定障害福祉サービス事業者
- (5) 宝塚市基準該当居宅支援事業者の登録に関する規則（平成15年宝塚市規則第1号）に基づき市長の登録を受けた基準該当居宅支援事業者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、障害者団体（障害者、障害者の家族及び障害児の保護

者のいずれかを主たる構成員とし、専ら障害者等の福祉の増進に係る活動を行う団体（をいう。）等で市長が適当であると認める者

- 3 前項の規定により委託し、又は補助することができる者は、第1項の事業を行う者として、宝塚市基準該当居宅支援事業者の登録等に関する規則の例により市長の登録を受けた者又は当該事業の実施に係る契約を締結した者とする。ただし、当該事業を委託し、又は補助することができる者に関し法令等に特別の定めがある場合は、この限りでない。
（事業費の給付）

第4条 市長は、前条第1項に規定する事業を障害者等が利用する場合において、当該事業費の額の100分の90に相当する額から100分の100に相当する額までの範囲内において、当該事業費の全部又は一部を給付するものとする。

- 2 市長は、障害者等が同一の月に利用した費用の負担額が法第29条第3項の規定による負担上限月額額の例により算定した額が上限となるよう、前項の規定による給付（以下「地域生活支援事業利用給付費」という。）の額を決定するものとする。

- 3 地域生活支援事業利用給付費は、前条第1項の事業を行う事業者に支払うことによつて行ふ。

- 4 地域生活支援事業利用給付費の額の算定については、事業費の全部又は一部の給付に関しこの要綱に特別の定めがある場合を除き、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例による。

（個人情報の保護）

第5条 第3条第2項の規定に基づき事業の全部又は一部を委託し、又は補助することとなった者は、宝塚市個人情報保護条例（平成17年宝塚市条例第54号）の規定に基づき、当該事業の実施に当たり個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じなければならない。

（監査、事業費の返還等）

第6条 市長は、適正な事業の実施を確保するため、第3条第1項の事業を行う者に対し監査又は事務指導を実施することができるものとする。

- 2 前項の監査又は事務指導に係る手続は、法の例に準じ、市長が別に定める。
- 3 市長は、第1項の監査の結果、第4条の事業費の請求に関し不正があった場合等において、法の例に準じ、第3条第3項の登録の取り消し、若しくは登録の効力を停止し、又は委託契約を解除することができる。
- 4 市長は、前項の決定又は解除をした場合において、給付した事業費の返還を命じることができる。

第2章 相談支援事業

（趣旨）

第7条 相談支援事業は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするものとする。

(対象者)

第8条 相談支援事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下この章において「利用者」という。）とする。

- (1) 市内に住所を有する障害者等
- (2) 市内に住所を有する障害児の保護者
- (3) 市内に住所を有する障害者等の介護を行う者
- (4) 法19条第3項、同法第52条第2項及び同法第76条第4項の規定により宝塚市が支給決定、支給認定又は認定（以下「支給決定等」という。）を行った障害者等並びに当該支給決定等の対象となりうる障害者等
- (5) 前号の障害者等の保護者又はその介護を行う者（障害者支援施設等に入所中の障害者等にあつては、当該障害者支援施設等の職員等を含む。）

(事業の意義)

第9条 市長は、相談支援事業として、障害者相談支援事業、相談支援機能強化事業及び住宅入居等支援事業を行う。

2 相談支援事業において、次の各号に掲げる事業の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者相談支援事業 福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援その他一般的な相談支援を行う事業をいう。
- (2) 相談支援機能強化事業 市町村の相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう前号の事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図る事業をいう。
- (3) 住宅入居等支援事業 障害者等が賃貸住宅に入居するための支援を行う事業をいう。

(自立支援協議会)

第10条 市長は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための会議として、宝塚市自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置する。

2 自立支援協議会に会長及び副会長を置く。

3 会長は、自立支援協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 前各号に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

(費用の負担)

第11条 利用者が相談支援を利用した場合の費用の額は、無償とする。

(委託)

第12条 市長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）の規定に基づき、兵庫県知事の指定を受けた指定一般相談支援事業者で、相談支援専門

員を配置し、かつ、相談支援事業の運営における専門性、中立性及び公平性を確保し、当該事業を継続的に運営することができる者と認められる者に対し、この事業の全部又は一部を委託することができる。

第3章 成年後見制度利用支援事業

(趣旨)

第13条 成年後見制度利用支援事業は、民法（明治29年法律第89号）に基づく成年後見制度の利用が障害福祉サービスの利用において有効であると認められる知的障害者又は精神障害者につき、当該成年後見制度の利用を支援し、もって障害者の福祉の増進を図るものとする。

(事業の内容)

第14条 成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の10の2に定める費用（成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等）の全部又は一部を補助するものとする。

(対象者)

第15条 成年後見制度利用支援事業の対象者は、市内に住所を有する知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者とする。

第4章 意思疎通支援事業

第1節 通則

(趣旨)

第16条 意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のある障害者等と健聴者の間の意思疎通の円滑化を支援するため、手話通訳者又は要約筆記者の派遣等を行い、もって障害者等の福祉の増進を図るものとする。

(定義)

第17条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 聴覚障害者等 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能の障害を有するもの又はこれらの者と同等の障害のある者をいう。
- (2) 手話通訳者 聴覚障害者等の福祉について知識及び技能を有し、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）に基づく手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者をいう。）又は手話通訳者（都道府県知事から社会福祉法人全国手話研修センターが主催する手話通訳者全国統一試験に合格した旨の証明書の交付を受けた者をいう。）で、第24条の規定による登録を受けた者をいう。

(3) 要約筆記者 聴覚障害者等の福祉に関し知識及び技能を有し、平成23年3月30日付障企自発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」に基づき市町村又は都道府県が実施する養成講習を修了し、都道府県が実施する登録試験に合格し、第29条の規定による登録を受けた者をいう。

(4) コミュニケーション支援員 法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護に従事する居宅介護従業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第1項及び第44条第1項の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者をいう。）及び第7章の移動支援事業に従事する従業者で、当該支援対象者との意思疎通に熟達した者をいう。

（事業の内容）

第18条 市長は、意思疎通支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 手話通訳者派遣事業
- (2) 要約筆記者派遣事業
- (3) 手話通訳者設置事業
- (4) 入院時コミュニケーション支援事業

（費用の負担）

第19条 私人（聴覚障害者等、第38条の対象者及び第23条第2号若しくは第3号又は第28条第2号若しくは第3号に規定する者をいう。）が前条の事業を利用した場合の費用は、無償とする。

2 団体（第23条第2号若しくは第3号又は第28条第2号若しくは第3号に規定する団体をいう。）が前条の事業を利用した場合は、別に定める手話通訳者及び要約筆記者の派遣費用を負担するものとする。ただし、市長が当該団体の設立目的及び派遣事由の公益性が極めて高いと認める場合は、この限りでない。

3 市長は、手話通訳者又は要約筆記者に対し別に定める額の報酬を支払うものとする。

4 手話通訳又は要約筆記者が市内の待ち合わせの場所までに要する交通費については、一派遣につきその実費相当額を給付する。この場合において、待ち合わせの場所以降の交通費については、意思疎通支援を利用した私人又は団体の負担とする。

（遵守事項）

第20条 手話通訳者、要約筆記者、コミュニケーション支援員及び第4節に規定する設置通訳者は、意思疎通支援を行うに当たっては、意思疎通の対象者の人権を常に尊重し、誠意をもって活動するとともに、意思疎通支援の活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 手話通訳者、要約筆記者、コミュニケーション支援員及び第4節に規定する設置通訳者は、その職務又は地位を利用して、政治的行為、宗教活動、営利活動その他その職務遂行の公正さに関し不信又は疑惑を招くおそれのある行為をしてはならない。

3 手話通訳者、要約筆記者及び第4節に規定する設置通訳者は、業務を遂行するに当たり、公正及び正確な手話通訳又は要約筆記を行うとともに、当該技能の向上のために研鑽するものとする。

(委託)

第21条 市長は、第3条第2項各号のいずれかに該当する者で、この事業の運営における専門性、中立性及び公平性を確保し、当該事業を継続的に運営することができると思われる者に対し、この事業の全部又は一部を委託することができる。

(意思疎通支援事業運営委員会)

第22条 市長は、手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業を円滑に行うための協議を行うための会議として、手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業の関係団体等の代表者等で構成する宝塚市意思疎通支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会に会長を置く。

3 会長は、運営委員会を代表し、会議の議長となる。

4 前各号に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

第2節 手話通訳者派遣事業

(派遣対象者)

第23条 手話通訳者派遣事業の対象者（以下この節において「派遣対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

(1) 市内に住所を有する聴覚障害者等であつて、手話通訳により円滑な意思の疎通を図ることができるもの

(2) 市内に住所を有し、かつ、手話通訳により聴覚障害者等と円滑な意思の疎通を図る必要がある者又は団体

(3) その他市長が特別に必要があると認める者又は団体

(手話通訳者の選定及び登録)

第24条 市長は、聴覚障害者等の福祉に関し知識及び技能を有する者で、かつ、手話通訳に必要な技能を修得している者を手話通訳者として選定し、本人の承諾を得た上で手話通訳者登録簿に登録するものとする。

(派遣対象事由)

第25条 手話通訳者の派遣は、公的機関における手続き、医療機関における受診、教育機関の会合その他派遣対象者が地域生活又は社会生活を営む上で必要な場合における意思疎通支援（営業活動等の経済的活動、宗教活動、政治活動及び通年かつ長期にわたる活動等に係るものを除く。）を対象とする。

(派遣の手続き)

第26条 派遣対象者が手話通訳者の派遣を受けようとする場合は、その派遣を受けようとする日の1週間（第23条第2号又は第3号の団体の場合にあつては1月）前までに外出先、外出目的、派遣を要する日時等をファクシミリ、文書、インターネット・メール、電話等で市長に申し出なければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申出を受けた場合、それを適当と認めたときは、手話通訳者として登録された者の中から適当な者をその都度選定して手話通訳者の派遣を行うこととし、派遣対象者にその旨を速やかに文書で通知する。

3 前項の手続きは、ひょうご通訳センターの手話通訳者を派遣する場合において準用する。

4 手話通訳者は、業務終了後、その業務状況を市長に報告するものとする。

5 市長は、手話通訳者の派遣を行ったときは、その内容を手話通訳者派遣簿に記録するものとする。

(市の責務)

第27条 市長は、前条の手話通訳者の派遣を行う場合において、手話通訳者の心身の健康に配慮しなければならない。

2 市長は、手話通訳者の手話通訳技能の向上のため研修を行うものとする。

第3節 要約筆記者派遣事業

(派遣対象者)

第28条 要約筆記者派遣事業の対象者（以下「派遣対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

(1) 市内に住所を有する聴覚障害者等であつて、要約筆記により円滑な意思の疎通を図ることができるもの

(2) 市内に住所を有し、要約筆記により聴覚障害者等と円滑な意思の疎通を図る必要がある者又は団体

(3) その他市長が特別に必要があると認める者又は団体

(要約筆記者の選定及び登録)

第29条 市長は、聴覚障害者等の福祉に関し知識及び技能を有する者で、かつ、要約筆記に必要な技能を修得している者を選定し、本人の承諾を得た上で要約筆記者登録簿に登録するものとする。

(派遣対象事由)

第30条 要約筆記者の派遣は、公的機関における手続き、医療機関における受診、教育機関の会合その他派遣対象者が地域生活又は社会生活を営む上で必要な場合における意思疎通支援（営業活動等の経済的活動、宗教活動、政治活動及び通年かつ長期にわたる活動等に係るものを除く。）を対象とする。

(派遣手続き)

第31条 派遣対象者が要約筆記者の派遣を受けようとする場合は、その派遣を受けようとする日の1週間（第28条第2号又は第3号の団体の場合にあつては1月）前までに外出先、外出目的、派遣を要する日時等をファクシミリ、文書、インターネット・メール、電話等で市長に申し出なければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申出を受けた場合、それを適当と認めたときは、要約筆記者として登録された者の中から適当な者をその都度選定して要約筆記者の派遣を行うこととし、派遣対象者にその旨を速やかに文書で通知する。

3 前項の手続きは、ひょうご通訳センターの要約筆記者を派遣する場合において準用する。

4 要約筆記者は、業務終了後、その業務状況を市長に報告するものとする。

5 市長は、要約筆記者の派遣を行ったときは、その内容を要約筆記者派遣簿に記録する

ものとする。

(市の責務)

第32条 市長は、前条の要約筆記者の派遣を行う場合において、要約筆記者の心身の健康に配慮しなければならない。

2 市長は、要約筆記者の要約筆記技能の向上のため研修を行うものとする。

第4節 手話通訳者設置事業

(趣旨)

第33条 手話通訳者設置事業は、手話通訳士その他聴覚障害者等に係る意思疎通支援に関し高度な専門性を有する者（以下「設置通訳者」という。）を公的機関に設置し、聴覚障害者等と健聴者の間の意思疎通の円滑化を推進し、もって聴覚障害者等の福祉の増進を図るものとする。

(設置場所等)

第34条 前条の規定により公的機関に設置される者（以下「設置通訳者」という。）の設置場所は、市役所内の障害福祉担当課とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 設置通訳者の設置時間は、原則として、市役所の開庁日の開庁時間とする。

(設置通訳者の業務)

第35条 設置通訳者は、次の各号に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 聴覚障害者等に対する各種相談、情報提供及び助言に関すること。
- (2) 市の窓口及び市の業務における手話通訳に関すること。
- (3) 手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業に関すること。
- (4) 手話通訳者及び要約筆記者の育成及び研修に関すること。
- (5) 聴覚障害者等を対象とする障害者団体その他関係機関との連携及び調整に関すること。
- (6) 意思疎通支援を必要とする聴覚障害者等のアウトリーチ、聴覚障害者等に係る社会資源の開発その他聴覚障害者等の福祉の向上に関すること。

(勤務)

第36条 設置通訳者は、前条の業務に従事するに当たっては、市長の指揮監督を受けるものとする。

2 設置通訳者は、業務の実施状況を業務日誌に記録し、常時整理しておくものとする。

3 設置通訳者の給与、勤務時間その他の勤務条件は、別に定める。

第5節 入院時コミュニケーション支援事業

(趣旨)

第37条 入院時コミュニケーション支援事業は、意思疎通に困難性がある重度の肢体不自由者が医療機関に入院した場合において、当該障害者と当該医療機関の医師その他の職員（以下「医療職員」という。）との意思疎通を支援し、もって医療サービスの円滑な利用を推進するものとする。

(対象者)

第38条 入院時コミュニケーション支援事業の対象者は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法第5条第3項に規定する重度訪問介護の支給要件に該当する者であること。
 - (2) 障碍による発語の困難性があり、かつ、筆談等の方法による意思表示が困難である者であること。
 - (3) 入院時において、意思疎通を支援する介護者がいない者であること。
- (事業の内容)

第39条 入院時コミュニケーション支援事業は、前条の対象者が医療機関に入院した場合において、コミュニケーション支援員を当該対象者が入院した医療機関（以下「入院医療機関」という。）に派遣し、当該障碍者と医療職員との意思疎通を支援させるものとする。

- 2 コミュニケーション支援員は、入院医療機関において、対象者の意思を医療職員に伝える業務に専ら従事するものとし、居宅介護に相当するサービスその他のサービスに従事してはならない。

(利用申請等)

第40条 入院時コミュニケーション支援事業を利用しようとする障碍者（以下この節において「申請者」という。）は、地域生活支援事業利用給付費支給申請書を市長に提出するものとする。

(決定)

第41条 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を地域生活支援事業利用給付費支給決定（却下）通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 入院時コミュニケーション支援事業の給付費は、原則として、入院した日から30日の期間を対象とし、150時間を上限とする。

(事業者及び報酬)

第42条 コミュニケーション支援員を派遣する指定障害福祉サービス事業者（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。）又は基準該当障害福祉サービス事業者（第3条第2項第5号に規定する基準該当居宅支援事業者をいう。）は、申請者が指定する。

- 2 前項の指定障害福祉サービス事業者及び基準該当障害福祉サービス事業者（以下「派遣事業所」と総称する。）は、第3条第3項に規定する市長の登録を受けた者とみなす。

- 3 市長は、入院時コミュニケーション支援を行った派遣事業所に対し、その報酬として、地域生活支援事業利用給付費を給付する。

- 4 前項の地域生活支援事業利用給付費の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第1の1のハの「家事援助が中心である場合」の例により算定した額とする。

- 5 市長は、入院医療機関の所在地が派遣事業所の定める通常の事業の実施地域（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第13条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）以外の区域にある場合、コミュニケーション支援員の当該入院医療機関と派遣

事業所との往復に伴う経費の一部として、1往復につき950円を給付することができる。

第5章 日常生活用具給付等事業

(趣旨)

第43条 日常生活用具給付等事業は、障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るための用具（以下「日常生活用具」という。）の給付又は貸与（以下この章において「給付」という。）をすることにより、障害者等の福祉の増進を図るものとする。

(給付の委託)

第44条 市長は、日常生活用具の製作又は販売の業をしている者で市長が日常生活用具の給付に係る登録及び契約をした者（以下「業者」という。）に対し、日常生活用具の給付を委託することができる。

(対象者)

第45条 日常生活用具給付等事業の対象者は、市内に住所を有する障害者等で、次の各号のいずれかに該当するものうちから、日常生活用具の種目に応じ、市長が別に定めるものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳（療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定による療育手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者
- (4) 法第4条第1項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

2 前項の規定の適用において、日常生活用具の給付を受けようとする者（障害児にあつてはその保護者をいう。以下同じ。）の所得が、補装具費の支給の例に準じ、法第76条第1項のただし書の政令で定める基準における支給の対象者でない障害者等は、対象者とししないものとする。

(種目等)

第46条 給付の対象となる日常生活用具は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具の規定に基づき、市長が別に定める用具とする。

(日常生活用具の給付申請)

第47条 日常生活用具の給付を受けようとする者は、日常生活用具給付申請書により市長に申請しなければならない。

(日常生活用具の給付決定)

第48条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請を行った者（以下この章において「申請者」という。）の実態を速やかに調査し、必要に応じ、医師その他の関係者の意見を求めた上で、給付の適否を決定し、日常生活用具給付決定（却下）通知書により申

請者に通知するものとする。

- 2 市長は、日常生活用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（給付）

第49条 日常生活用具の給付決定を受けた者は、決定の日から起算して1月を経過する日までの間に、給付券を前項の規定により委託された業者に提示しなければならない。

- 2 前項の規定による給付券の提示があった場合、当該業者は、第44条の給付に係る契約に基づき、遅滞なく当該日常生活用具の引き渡しを行うものとする。

（費用の支払）

第50条 市長は、日常生活用具の引き渡しが適正に完了したと認めたときは、市長が日常生活用具の給付に通常要する費用の額を勘案して市長が別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該日常生活用具の給付に要する費用の額を超えるときは、当該日常生活用具の給付に要した費用の額とする。以下「日常生活用具基準額」という。）の100分の90に相当する額を給付するものとする。

（費用の負担）

第51条 日常生活用具の給付を受けた者は、次の各号に掲げる費用の額を合算した額を業者に対し支払わなければならない。ただし、貸与の場合にあっては、無償とする。

- (1) 日常生活用具基準額から前条の規定による給付額を控除して得た額（ただし、法第29条第3項の規定による負担上限月額の例により算定した額を上限とする。）
(2) 現に日常生活用具の給付に要する費用の額が日常生活用具基準額を超えるときは、当該日常生活用具基準額を超えた額

（給付を受けた者の義務）

第52条 日常生活用具の給付を受けた者は、当該日常生活用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に提供してはならない。

- 2 市長は、前項の規定に反する行為があったと認めるときは、当該日常生活用具の給付を受けた者に対し、第50条の規定に基づき市長が給付した費用の額に相当する額の全部又は一部を宝塚市に返還するよう命じることができる。

第6章 手話奉仕員養成研修事業

（趣旨）

第53条 手話奉仕員養成研修事業は、日常会話を行う上で必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修事業を行い、もって聴覚障害者等の福祉の増進を図るものとする。

（実施方法）

第54条 市長は、平成10年7月24日付障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」に基づく講習会の開催等により手話奉仕員養成研修事業を実施するものとする。

第7章 移動支援事業

（趣旨）

第55条 移動支援事業は、全身性障害者その他屋外での移動に著しい制限のある者に対し外出時における移動中の介護（以下「移動支援」という。）を行い、もって地域における自立生活及び社会参加の促進を図るものとする。

（対象者）

第56条 移動支援事業の対象者は、市内に住所を有する在宅の障害者等（障害児にあっては、原則として、就学前の児童を除く。以下同じ。）であって、次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、外出時の移動支援につき、市長がその必要があると認めた者とする。

(1) 身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、屋外での移動に著しい制限のある全身性障害者（児）（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級に該当する障害者（児）であって、両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者又はこれに準ずる者をいう。）

(2) 知的障害者 療育手帳の交付を受けた者で、屋外での移動に著しい制限のある障害者（児）

(3) 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又はこれに準ずる者で、漠然とした不安、妄想等により一人での外出が困難である障害者（児）又は公共交通機関等の利用に係る各種手続きを一人で行うことが困難である障害者（児）

(4) 難病患者 法第4条第1項又は児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であり、第1号に掲げる者と同等に屋外での移動に著しい制限のあることが医師の意見書等により明らかであるもの

2 前項の在宅の障害者等には、法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居している障害者等を含むものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護又は同条第9項に規定する重度障害者等包括支援の支給決定を受けた者は、原則として、移動支援事業の対象者としなない。ただし、市長がその必要があると認める者については、この限りでない。

4 障害児を対象とする移動支援は、第1項の規定に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

(1) 疾病、出産、事故、災害等により、当該児童の保護者が外出に付き添うことができない場合

(2) 必要最小限の範囲内で移動支援を利用することにより、当該障害児が自立した日常生活又は社会生活を営む上で必要な能力又は適性の向上を図ることができると認められる場合

（事業の内容）

第57条 移動支援とは、交通機関の乗降等の介護、食事の介護、排泄の介護、交通料金の支払の支援、目的地における行動の支援等、障害に応じ必要とする外出に係る支援をいうものとする。

2 前項の移動支援は、次の各号のいずれにも該当しない外出に係る支援であって、かつ、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限るものとする。

(1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出（報酬を伴う会議等に参加に係る外出を

除く。)

(2) 通年かつ長期にわたる外出に係る支援（法第5条第11項に規定する障害者支援施設、第8章に規定する地域活動支援センター、学校等に係る送迎をいい、児童を対象とし、当該児童の保護者の出産、疾病、事故、災害等により一時的に行われる学校等への送迎を除く。）

(3) 医療機関への通院（突発的な発病の際の通院等を除く。）

(4) 社会通念上適当でない外出

3 市長は、次の各号に掲げる実施方法により移動支援を行うものとする。

(1) 個別支援型 個別的支援が必要な障害者等に対するマンツーマンによる支援

(2) グループ支援型 屋外におけるグループワーク並びに同一目的地及び同一イベントへの参加等の複数人同時支援

(申請)

第58条 移動支援事業を利用しようとする障害者等（以下この章において「申請者」という。）は、地域生活支援事業利用給付費支給申請書を市長に提出するものとする。

(決定)

第59条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、申請者の状況を調査の上、移動支援の利用の適否を決定し、その結果を、地域生活支援事業利用給付費支給決定（却下）通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項において決定する事項には、支援度合の区分として、身体介護を伴う場合又は身体介護を伴わない場合の区分を含むものとする。

(事業者、報酬等)

第60条 移動支援事業を行うことができる事業者（以下「派遣事業所」という。）は、第3条第2項各号（第6号を除く。）のいずれかに該当する者で、かつ、この事業の運営における専門性、中立性及び公平性を確保し、当該事業を継続的に運営することができるものと認められ、同条第3項の規定により市長の登録を受けた事業所とする。

2 市長は、派遣事業所に対し、その報酬として、地域生活支援事業利用給付費を給付する。

3 前項の地域生活支援事業利用給付費の額は、別表第1の費用の額から次条第1項及び第2項の規定により算定した障害者等が移動支援を利用した場合に支払うべき費用の額（以下この章において「利用者負担額」という。）を控除して得た額とする。

4 移動支援の提供に当たる者の資格は、別表第2のとおりとする。

5 移動支援事業の人員、設備及び運営の基準については、この要綱に特別の定めがある場合を除き、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第1章及び第2章の例による。

(費用の負担)

第61条 障害者等が移動支援を利用した場合の利用者負担額は、別表第1の区分に応じ算定した費用の額の100分の10に相当する額とする。

2 前項の場合において、利用者負担額が法第29条第3項の規定による負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額を利用者負担額とする。

- 3 移動支援業務に従事する者が移動支援に要する交通費（事業所と移動支援を利用した障害者等の居宅間の往復等に要する費用を除く。）については、当該移動支援を利用した障害者等の負担とする。
- 4 移動支援を利用した障害者等は、派遣事業所の請求に基づき、利用者負担額を支払うものとする。

第8章 地域活動支援センター事業

（趣旨）

第62条 地域活動支援センター事業は、地域の実情に応じ、在宅の障害者等を法第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センターに通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図るものとする。

（対象者）

第63条 地域活動支援センター事業の対象者は、市内に住所を有する年齢を超えた在宅の障害者等（居住地特例により市が援護を実施する障害者を含む。）で、就労の機会が得がたい者とする。

（事業者）

第64条 地域活動支援センターの事業を行おうとする者（以下この章において「事業者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を満たすものとして、第3条第3項に規定する市長の登録を受け、かつ、都道府県知事に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条の規定による第2種社会福祉事業に係る届出をしなければならない。

（事業の内容）

第65条 事業者は、地域活動支援センターの事業として、地域の実情並びに障害者等の障害の程度、特性及び能力に応じ、日常生活訓練、軽作業、創作的活動、社会との交流の促進等の事業を行うものとする。

（費用の負担）

第66条 利用者が地域活動支援センターを利用した場合に支払うべき費用の額は、無償とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用の取扱いは、事業者が決定するものとする。

（補助）

第67条 市長は、事業者に対しこの事業に要する経費の一部を補助することができる。

第9章 その他の事業

第1節 訪問入浴サービス事業

（趣旨）

第68条 訪問入浴サービス事業は、身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を行

い、もって福祉の増進を図るものとする。

(定義)

第69条 この節において「身体障害者」とは、居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の身体障害者をいう。

(対象者)

第70条 訪問入浴サービス事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する身体障害者で、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問入浴介護を利用することができない者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 医師が入浴可能と認めた者
- (3) 健康上入浴に支障がない者

(事業内容)

第71条 訪問入浴サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭及び洗髪等
- (2) 血圧、脈はく及び体温等の測定による健康管理
- (3) 健康相談、助言指導及びその他必要な処置

2 訪問入浴サービスの利用回数は、1週につき2回以下を基準とする。

(申請及び決定)

第72条 訪問入浴サービスを利用しようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、地域生活支援事業利用給付費支給申請書、診断書及び誓約書を添付し、利用を希望する7日前までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、派遣の可否を決定して、地域生活支援事業利用給付費支給決定(却下)通知書により申請者に通知するとともに、利用者名簿に記録するものとする。

(届出及び意見書更新の義務)

第73条 前条第2項に規定する決定の通知を受けた者又はその家族（以下「利用者等」という。）は、利用者等の状況に変更が生じた場合、利用状況変更届により、速やかに市長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第74条 利用者等は、訪問入浴サービスの利用に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 1人名以上の付添人を付け、入浴に立会うこと。
- (2) 利用者は、入浴前に入浴の可否を意思表示し、付添人がこれを確認すること。
- (3) 係員の指示に従うこと。

(入浴の停止又は廃止)

第75条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、訪問入浴サービスの利用を停止し、又は廃止することができる。

- (1) 入浴により心身に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 前条各号のいずれかに反する行為があったとき。
- (3) 事業実施上支障のある行為があったとき。

(4) 死亡し、転出し、又は病院に入院し、若しくは施設に入所したとき。

(5) その他訪問入浴サービスの必要がなくなったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により訪問入浴サービスを停止し、又は廃止した場合は、訪問入浴サービス利用停止・廃止通知書により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第76条 利用者が訪問入浴サービスを利用した場合に支払うべき費用の額は、1回につき1,300円とする。

2 訪問入浴サービスの実施に伴い発生した光熱水費は、利用者の負担とする。

(委託)

第77条 市長は、指定障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等で、看護師等のサービス提供従事者を配置し、訪問入浴サービス事業の運営における専門性を確保することができるものと認められる者に対し、当該事業の全部又は一部を委託することができる。

第2節 更生訓練費給付事業

(趣旨)

第78条 更生訓練費給付事業は、障害者支援施設に入所し、又は通所している障害者等につき、更生訓練に係る実習及び訓練に要する費用を給付し、もって社会復帰の促進を図るものとする。

(実施方法)

第79条 市長は、原則として、給付対象者の申請に基づき、毎月1回、すでに訓練を終わった前月分の更生訓練費を給付する。

(対象者)

第80条 更生訓練費給付事業の対象者は、法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、法第29条第3項の規定による負担上限月額が零である者又はこれに準ずる者として市長が認めた者に限る。

(1) 法第5条第12項に規定する自立訓練又は同条第13項に規定する就労移行支援の事業を利用している者

(2) 身体障害者福祉法第18条第2項の規定により障害者支援施設等に入所の措置又は入所の委託が行われた者で、更生訓練を受けている者

(給付額)

第81条 更生訓練費の給付額は、別表第3に定める額とする。

(申請)

第82条 更生訓練費給付事業を利用しようとする障害者等（以下この章において「申請者」という。）は、更生訓練費給付申請書を市長に提出するものとする。

(決定)

第83条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を更生訓練費給付決定（却下）通知書により当該申請者に通知するものとする。

(代理受領等)

第84条 前条の規定により給付の決定を受けた者（以下この条において「給付決定者」という。）は、更生訓練費の給付申請手続及びその受領は更生訓練を行う施設の長に委任

することができるものとする。この場合において、当該施設の長は、給付決定者から給付申請手続及び受領に関する委任状を徴収しなければならない。

2 前項の規定による申請は、更生訓練費給付申請書により行うものとする。

第3節 知的障害者職親委託制度事業

(趣旨)

第85条 知的障害者職親委託制度事業は、知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（以下「職親」という。）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図るものとする。

(職親への委託)

第86条 市長は、次条の規定により職親として適当であると決定した者に対し、職親が行うべき業務を委託するものとする。

(職親の申込み等)

第87条 職親になることを希望する者は、職親申込書により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、その申し出た者が職親として適当であるかどうかについて必要な調査をし、適当であると認めたときは、職親登録書に登録し、職親申込承認通知書により通知するものとする。

3 前項の調査の結果、職親とすることを不相当と認めたときは、職親申込不承認通知書を当該申込者に送付するものとする。

(職親委託の申請)

第88条 市内に住所を有する知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で知的障害者を現に保護する者をいう。）で、職親への援護の委託を希望する者は、職親委託申請書を市長に提出するものとする。

(職親への委託)

第89条 市長は、知的障害者の援護を職親に委託することを適当と認め、委託を決定したときは、当該知的障害者及び当該職親に対し職親委託決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により委託を決定するに当たり、必要に応じ、知的障害者更生相談所に意見を求めるものとする。

3 市長は、前項の規定により申請者を職親とすることを決定したときは、職親登録簿に登録し、職親台帳を備え、職親について必要な事項を記載しなければならない。

(職親委託期間)

第90条 市長は、職親への援護の委託の目的が達成された後、一般雇用関係への切り換え又は就職ができるよう、1年以内の委託期間を定めて委託するものとする。この場合において、委託期間を更新することを妨げない。

(委託後の指導)

第91条 市長は、職親への援護の委託を行った場合、知的障害者福祉司又は社会福祉主事に職親の家庭又は事業所を訪問させ、必要な連絡及び指導を行わせるものとする。

(委託費の支払等)

第92条 市長は、委託業務を行った職親に対し委託費を支払うものとする。

2 前項の委託費の額は、職親が利用者に対し行う生活指導及び技能習得訓練等の内容を勘案して市長が必要と認めた額とする。

(職親の義務)

第93条 職親は、民法の規定を適用し、制限行為能力者に係る監督者としての責任を負うものとする。この場合において、監督の対象である利用者は、民法上の賠償の責を負わない。

2 職親又はその家族は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

- (1) 委託を受けた利用者に身体的又は精神的な変化が認められたとき。
- (2) 委託を受けた利用者が事故等により1週間以上職親の監督から離れたとき。
- (3) 委託を受けた利用者の保護及び更生指導が困難となったとき。
- (4) 事業の内容を変更し、又は廃止し、若しくは移転しようとするとき。
- (5) 職親が死亡したとき。

(利用者及びその保護者の義務)

第94条 利用者は、職親の指示及び指導に従い、生活指導及び職業、技能等の訓練に努力し、保護者もこれに協力しなければならない。

2 利用者の保護者は、当該利用者を職親に委託している理由をもって、職親に対し賃金、給与その他の名目で金品を要求してはならない。

3 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 保護者が住所を変更したとき。
- (2) 利用者が理由なく職親の下を離れ、帰宅したとき。
- (3) 利用者に身体的又は精神的変化が認められたとき。
- (4) 利用者が家事の都合又は事故等により引き続き1週間以上、職親から離れなければならないなくなったとき。

(職親の解除)

第95条 委託の決定をした市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、職親に対し委託を解除することができる。

- (1) 利用者又は職親が事故等により委託が不可能と認められるとき。
- (2) 利用者又は職親が義務を履行しないとき。
- (3) 虚偽の報告など不正な行為があったとき。
- (4) その他委託の措置が不相当と認められたとき。

(委託の解除)

第96条 市長は、職親への援護の委託を解除しようとするときは、当該職親に職親委託解除通知書により、当該知的障害者又はその保護者に職親委託決定解除通知書により通知するものとする。

第4節 生活訓練等事業

(趣旨)

第97条 生活訓練等事業は、障害者等に対し、日常生活上必要な訓練、指導等を行い、もって障害者等の生活の質的向上を図るものとする。

(対象者)

第98条 生活訓練等事業の対象者は、市内に住所を有する障害者等で、視覚障害者に係る自宅における日常生活動作、歩行訓練その他日常生活上必要な訓練、指導等の支援につき、市長がその必要があると認めた者とする。

(申請)

第99条 生活訓練等事業を利用しようとする障害者等（以下この節において「申請者」という。）は、地域生活支援事業利用給付費支給申請書を市長に提出するものとする。

(決定)

第100条 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を地域生活支援事業利用給付費支給決定（却下）通知書により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第101条 利用者が生活訓練等事業を利用した場合に支払うべき費用の額は、無償とする。

(委託)

第102条 市長は、第3条第2項各号のいずれかに該当する者で、かつ、生活訓練等事業の運営における専門性、中立性及び公平性を確保し、当該事業を継続的に運営することができるものと認められるものに対し、この事業の全部又は一部を委託することができる。

第5節 日中一時支援事業

(趣旨)

第103条 日中一時支援事業は、障害者等の日中（原則午前8時から午後6時まで）における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労を支援し、又は日常的に介護している家族の一時的な休息を確保し、もって福祉の増進を図るものとする。

(対象者)

第104条 日中一時支援事業の対象者は、市内に住所を有する障害者等で、日中において監護する者がいないため一時的な見守り等の支援につき、市長がその必要があると認めた者とする。

(事業の実施方法)

第105条 市長は、次に掲げる実施方法により日中一時支援を行うものとする。

(1) ショートステイ型日中一時支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づく短期入所の事業を行う者が、廃止前の宿泊を伴わない短期入所支援に準じて行う障害者等に係る一時的な見守り等の支援をいう。

(2) 一時預かり事業型日中一時支援 廃止前の障害児タイムケア事業実施要綱（平成17年5月10日障発第0510001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく障害児タイムケア事業に準じ、前号の障害者等に係る一時的な見守り等の支援以外の障害者等に係る一時的な見守り等の支援をいう。

2 日中一時支援事業の実施に伴う利用定員及び職員の配置等については、日中一時支援の提供が適切に行うことができるものでなければならない。

(申請)

第106条 日中一時支援を利用しようとする障害者等(以下この節において「申請者」という。)は、地域生活支援事業利用給付費支給申請書を市長に提出するものとする。

(決定)

第107条 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を地域生活支援事業利用給付費支給決定(却下)通知書により申請者に通知するものとする。

(事業者及び報酬)

第108条 日中一時支援事業を行うことができる事業者は、第3条第2項各号のいずれかに該当する者で、かつ、この事業の運営における専門性、中立性及び公平性を確保し、当該事業を継続的に運営することができると認められ、同条第3項の規定により市長の登録を受けた事業所とする。

2 市長は、日中一時支援を行った事業所に対し、その報酬として、地域生活支援事業利用給付費を給付する。

3 前項の地域生活支援事業利用給付費の額は、別表第4に定める額とする。

(費用の負担)

第109条 利用者が日中一時支援を利用した場合に支払うべき費用の額(以下この節において「利用者負担額」という。)は、原則として、事業に要する経費の100分の10に相当する額とする。

2 前項の規定に基づく利用者負担額が法第29条第3項の規定による負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額を利用者負担額とする。

第6節 生活サポート事業

(趣旨)

第110条 生活サポート事業は、介護給付に係る支給申請を行い、法第22条第1項の規定による支給要否決定の対象外となった障害者等(以下この節において「非支給決定障害者等」という。)につき、日常生活に関する支援又は家事に対する必要な支援を行い、障害者等の地域における自立した生活の推進を図るものとする。

(実施方法)

第111条 市長は、非支給決定障害者等につき、日常生活に関する支援を行わなければ、その自立した日常生活に一定の支障が生じる恐れがあると認められる場合において、居宅介護従事者等を派遣し、生活支援又は家事援助の必要な支援を行うものとする。

2 市長は、指定障害福祉サービス事業者の中から前項の支援を提供するにふさわしい者を選定し、第3条第2項の委託を行うものとする。

(申請)

第112条 生活サポート事業を利用しようとする障害者等(以下この節において「申請者」という。)は、地域生活支援事業利用給付費支給申請書を市長に提出するものとする。

(決定)

第113条 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を地域生活支援事業利用給付費支給決定(却下)通知書により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第114条 利用者が生活サポート事業を利用した場合に支払うべき費用の額(以下この節において「利用者負担額」という。)は、事業に要する経費の100分の10に相当する額とする。

2 前項の場合において、利用者負担額が法第29条第4項の規定による負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額を利用者負担額とする。

(事業者及び報酬)

第115条 生活サポート事業を行うことができる事業者は、第3条第2項第4号又は第5号に該当する者とする。

2 市長は、生活サポート事業を行った事業所に対し、その報酬として、地域生活支援事業利用給付費を給付する。

3 前項の地域生活支援事業利用給付費の額は、障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づく同種の居宅介護サービス費の額から前条に規定する利用者負担額を控除して得た額とする。

(市長の調整等)

第116条 市長は、非支給決定障害者等の障害等の状況に応じ、自立訓練その他の福祉サービスの活用に関する調整を行うものとする。

2 市長は、非支給決定障害者等に係る支援の必要性の変化に応じた福祉サービスを提供し、その自立生活への助長に努めるものとする。

第7節 社会参加促進事業

第1款 通則

(趣旨)

第117条 社会参加促進事業は、障害者等が家庭や地域で通常の生活ができるようにするノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害者等のニーズに応じた事業を実施し、もって障害者等の自立と社会参加の促進を図るものとする。

(委託)

第118条 市長は、第3条第2項各号のいずれかに該当する者で、社会参加促進事業の運営における専門性、中立性及び公平性を確保することができると認められるものに対し、この事業の全部又は一部を委託することができる。

第2款 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

(趣旨)

第119条 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、障害者等の体力の増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及させるため、障害者スポーツ大会その他のスポーツ事業を行うものとする。

(実施方法)

第120条 市長は、前項の障害者スポーツ大会について、障害者の障害特性及び事故防止に配慮した障害者スポーツ等の協議種目により構成されるものを実施し、障害者が自らの記録に挑み、技を競い合うとともに、他の障害者等と交流し、レクリエーションとして楽しめるようにするものとする。

2 前項の障害者スポーツ大会以外のスポーツ事業を行う場合においても、当該スポーツ事業は、障害者の障害特性及び事故防止に配慮した事業でなければならない。

第3款 自動車運転免許取得費助成事業

(趣旨)

第121条 自動車運転免許取得費助成事業は、障害者又は障害者を介護する者（以下「介護者」という。）に対し自動車運転免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条に規定する公安委員会の運転免許をいい、仮免許を除く。（以下この款において「免許」という。）の取得に要する費用の一部を助成し、もって障害者の就労等社会活動への参加を促進するものとする。

(助成対象者)

第122条 自動車運転免許取得費助成事業の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、当該助成を受けたことのない者に限るものとする。

(1) 障害者が運転する場合にあっては、市内に住所を有する者で、道路交通法第96条の規定による運転免許試験の受験資格を有し、就労等社会活動への参加のため免許を取得しようとする者であって、かつ、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者

(2) 介護者運転の場合にあっては、自動車運転免許取得費助成事業の対象者は、市内に住所を有する障害者の親族（配偶者、直系血族若しくはその配偶者又は兄弟姉妹に限る。）で、次の各号のいずれかに該当する者を介助し、専らその者の用に供する目的で普通自動車を運転するため免許を取得しようとする者とする。ただし、障害者及び当該障害者の属する世帯の扶養義務者の前年分の所得税額（前年分の所得税額が未決定の場合は前々年分の所得税額）の合計額が92,400円以下である場合に限るものとする。

ア 身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種身体障害者である旨が記載されている者

イ 身体障害者手帳の障害の級別が1級若しくは2級である者又は障害が内部障害でその級別が3級である者

ウ 療育手帳の障害の級別が重度である者

(助成金の額)

第123条 助成金の額は、免許取得に要した費用（入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許申請料、その他必要な経費をいう。）の2分の1に相当する額とする。ただし、障害者本人が運転する場合にあっては1人当たり100,000円、介助者運転の場合にあっては70,000円を限度とする。

(申請)

第124条 助成金の給付を利用しようとする対象者（以下この款において「申請者」という。）は、免許の取得前に自動車運転免許取得助費助成申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類は、介護者運転の場合に限る。

(1) 対象者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し

(2) 対象者である障害者及び当該障害者の属する世帯の扶養義務者の前年分の所得税

額（前年分の所得税額が未決定の場合は前々年分の所得税額）が確認できる書類（市が保有する税情報の利用に係る同意が得られない場合及び転入者の場合に限る。）

2 前項の自動車運転免許取得助費助成申請書には、自動車教習所における運転の練習の開始日に関する証明を受けなければならない。

（決定等）

第125条 市長は、申請内容を審査し、その給付の可否を自動車運転免許取得費助成決定（却下）通知書により申請者に通知するものとする。

（変更及び取下）

第126条 前条の規定により給付決定の通知を受けた者（以下この款において「給付決定者」という。）が、申請の内容を変更し、又は取下げをする場合は、自動車運転免許取得費助成変更（取下）届出書により市長に届け出るものとする。

（請求）

第127条 給付決定者は、免許取得後1月以内に、自動車運転免許取得費助成請求書に免許証の写し及び免許取得に直接要した費用の額が明らかとなる領収書を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第128条 市長は、給付決定者が申請等に当たり虚偽その他不正な行為を行ったと認めたとときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

第4款 自動車改造費助成事業

（趣旨）

第129条 自動車改造費助成事業は、身体障害者が自立した生活、社会活動への参加及び就労（以下この款において「就労等」という。）のため自らが所有し運転する自動車を改造する場合において、改造に要する経費を助成することにより、身体障害者の社会復帰を促進し、もって福祉の増進を図るものとする。

（助成対象者）

第130条 自動車改造費助成事業の対象者（以下この款において「対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害が上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害である者
- (2) 自動車運転免許（第122条に規定する自動車運転免許をいい、仮免許を除く。以下同じ。）証（以下この款において「運転免許証」という。）を有する者
- (3) 就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車（道路交通法第3条に規定する自動車の種類のうち、普通自動車に該当するものをいう。以下同じ。）の操向装置（ハンドルをいう。）、駆動装置（アクセル及びブレーキをいう。）等の一部を改造する必要がある者
- (4) 助成対象者及びその配偶者、扶養義務者のいずれかの申請しようとする月の属する年度（4月から6月までの場合にあつては前年度。）分の地方税法の規定による市民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が23万5千円を超えない者

また、この項の所得割の額を算定する場合には、次によること。

ア 地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る（以下「扶養親族」という。））及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る（以下「特定扶養親族」という。））があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

イ 地方税法第 318 条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

（助成金の額）

第131条 この要綱による助成金の額は、操向装置、駆動装置等の改造に要する経費として、1 件当たり 100,000 円を限度とし、1 車両につき 1 回限りとする。

（申請）

第132条 助成金の給付を利用しようとする対象者（以下この款において「申請者」という。）は、自動車の改造前に自動車改造費助成申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者の身体障害者手帳の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 改造対象自動車の自動車検査証の写し
- (4) 改造を行う業者の見積書（自動車の改造箇所及び改造経費に係る記載のあるものに限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（給付の決定）

第133条 市長は、申請内容を審査し、給付の可否を自動車改造費助成決定（却下）通知書により申請者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第134条 前条の規定により給付決定の通知を受けた者（以下この款において「給付決定者」という。）は、原則として、当該決定の日から 2 月以内の期間において申請した自動車の改造を行うものとする。

2 給付決定者は、前項の改造後 30 日以内の期間において、自動車改造費助成請求書に自動車改造に要した費用の額が明らかとなる領収書を添えて市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第135条 市長は、給付決定者が申請等に当たり虚偽その他不正な行為を行ったと認めるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

第8節 要約筆記者養成研修事業

(趣旨)

第136条 要約筆記者養成研修事業は、要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成する研修事業を行い、もって聴覚障害者等の福祉の増進を図るものとする。

(実施方法)

第137条 市長は、平成23年3月30日付障企自発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」に基づく講習会の開催等により要約筆記者養成研修事業を実施するものとする。

第10章 雑則

(変更の届出)

第138条 第41条第1項、第48条第1項、第59条第1項、第72条第2項、第83条、第89条第1項、第100条、第107条、第113条、第125条又は第133条の規定により決定の通知を受けた者は、当該申請の内容に変更が生じたときは、地域生活支援事業利用変更届を市長に提出するものとする。

(決定の取消)

第139条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第41条第1項、第48条第1項、第59条第1項、第72条第2項、第83条、第89条第1項、第100条、第107条、第113条、第125条又は第133条の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 事業の対象者でなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) その他利用申請に際し虚偽の申請等不正行為が認められたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、地域生活支援事業決定取消通知書により利用者又はその保護者等に通知するものとする。

(費用負担額の減免)

第140条 市長は、災害その他特別な事由があると認めるときは、第3条第1項各号に掲げる事業において生じた費用の負担を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による費用負担額の減免を受けようとする利用者は、宝塚市地域生活支援事業費用負担減免申請書を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、減額又は免除の可否を決定し、地域生活事業費用負担減免決定(却下)通知書により当該申請者に通知するものとする。

(様式)

第141条 この要綱に規定する手話通訳者派遣対象者登録申請書等の様式は、別に市長が定める。

(補則)

第142条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(日中一時支援事業の経過措置)

第2条 本則第7章第5節の規定にかかわらず、施行日の前日において補助事業により実施していた事業で施行日に日中一時支援事業に移行した事業については、当分の間、補助事業により当該事業を行っていた事業者が当該日中一時支援事業を実施することができるものとする。

(経過的デイサービス事業)

第3条 経過的デイサービス事業は、施行日の前日において現に障害者デイサービス事業を実施している事業所で施行日に本則第6章に規定する地域活動支援センター等へ移行することが困難であるものにつき、その機能の有効活用を図る観点から、国実施要綱に規定する経過的デイサービス事業として、平成19年3月31日までの間に限り、障害者デイサービスの事業を引き続き実施できるものとする。

- 2 市長は、本則第3条第3項の規定により登録を受け、経過的デイサービスによる支援を行った者に対し、その報酬として、地域生活支援事業利用給付費を給付する。
- 3 前項の補助額は、施行日の前日において法第29条第3項又は第30条第2項の規定に基づく費用の額の算定に関する基準により障害者デイサービス費として算定されていた額と同額とする。
- 4 経過的デイサービス事業の対象者は、市内に住所を有する障害者等であつて、市長が当該経過的デイサービスによる支援の必要があると認められる者とする。
- 5 この事業を利用しようとする障害者等（以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業利用申請書を市長に提出するものとする。ただし、施行日の前日において現に障害者デイサービス事業に係る利用の決定を受けていた者については、この限りでない。
- 6 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、申請者の状況を調査の上、事業の利用の適否を決定し、その結果を、地域生活支援事業利用決定（却下）通知書により申請者に通知するものとする。
- 7 前項の利用決定において決定する事項には、食事、排泄、入浴、移動及び行動障碍に基づく3段階の支援度合の区分を含む。
- 8 利用者が経過的デイサービスを利用した場合に支払うべき費用の額（以下「利用者負担額」という。）は、第3項の障害者デイサービス費の費用の額の100分の10に相当する額とする。ただし、利用者負担額が法第29条第4項の規定による負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額を利用者負担額とする。
- 9 経過的デイサービスの支援を受けた障害者等は、当該事業を行った事業所の請求に基づき利用者負担額を支払うものとする。
- 10 本則第1章及び第8章の規定は、経過的デイサービス事業において準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1に規定する額の適用については、平成21年7月15日付の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労

働省告示第523号)の改正にかかわらず、なお従前の例による。

(利用者負担額の特例)

- 改正後の日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び日中一時支援事業に係る利用者負担に係る障害者自立支援法第29条第4項の規定による負担上限月額、施行の日以後に行われるこれらの事業の利用者負担額の合算額について適用する。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成23年10月1日から施行する。
(視覚障害者(児)の移動支援の特例)
- 市長は、特に必要があると認められる場合、平成24年3月31日までの間、身体障害者手帳の交付を受けた者で、屋外の移動に著しい制限のある視覚障害者(児)につき、障害者自立支援法第5条第4項に規定する同行援護に代わり、第49条第1項に規定する移動支援事業の対象者としてすることができるものとする。
- 前項の場合における地域生活支援事業利用給付費の額その他の取扱いは、移動支援事業の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年3月26日(以下「施行日」という。)から施行する。

(手話通訳者に係る経過措置)

第2条 この要綱の施行の際現に改正前の宝塚市地域生活支援事業実施要綱の規定により手話通訳者登録簿に登録されている者は、施行日において改正後の宝塚市地域生活支援事業実施要綱の規定により手話通訳者登録簿に登録されている者とみなす。

(要約筆記者に係る経過措置)

第3条 この要綱の施行の際現に改正前の宝塚市地域生活支援事業実施要綱の規定により要約筆記者登録簿に登録されている者は、施行日において改正後の宝塚市地域生活支援事業実施要綱の規定により要約筆記者登録簿に登録されている者とみなす。

- 改正後の第29条の規定に関わらず、市長は第9章第8節の要約筆記者養成研修事業による研修又はこれと同等の研修を修了した者を、当分の間、要約筆記者登録簿に登録することができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(移動支援事業に係る経過措置)

第2条 施行日の前日において、現に改正前の宝塚市地域生活支援事業実施要綱の規定により、重度訪問介護及び移動支援の支給決定を受けている者の当該支給決定期間における移動支援事業の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年11月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1（第60条・第61条関係）

（その 1）個別支援型の場合

区 分	報 酬 の 額
身体介護を伴う場合	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。）別表第1の1のイの「居宅における身体介護が中心である場合」の例により算定した額
身体介護を伴わない場合	算定基準別表第1の1のハの「家事援助が中心である場合」の例により算定した額

（その 2）グループ支援型の場合

ヘルパー（移動支援従事者をいう。）対利用者の人数に応じ、（その 1）の身体介護を伴う場合又は身体介護を伴わない場合の区分に応じた報酬の額に次表の利用者 1 人当たりの支給割合を乗じて得た額

ヘルパー対利用者の人数	1 人対 2 人	1 人対 3 人	1 人対 4 人
利用者 1 人当たりの支給割合	70/100	60/100	50/100

別表第 2（第60条関係）

区 分	移動支援の提供に当たる者の資格
身体障害者及び難病患者の場合	介護福祉士、障害者（児）ホームヘルパー養成研修修了証明書所持者、介護保険制度訪問介護員養成研修修了証明書所持者（看護師、准看護師を含む。）、介護職員基礎研修修了証明書所持者、ガイドヘルパー養成研修（全身性障害者（児））修了証明書所持者、日常生活支援従業者養成研修修了証明書所持者、重度訪問介護従業者養成研修修了証明書所持者
知的障害者の場合	介護福祉士、障害者（児）ホームヘルパー養成研修修了証明書所持者、介護保険制度訪問介護員養成研修修了証明書所持者（看護師、准看護師を含む。）、介護職員基礎研修修了証明書所持者、ガイドヘルパー養成研修（知的障害者（児））修了証明書所持者、行動援護従業者養成研修修了証明書所持者、障害者居宅介護従事者基礎研修修了証明書所持者、居宅介護職員初任者研修修了証明書所持者、介護職員初任者研修修了証明書所持者、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく実務者研修修了証明書所持者、日常生活支援従業者養成研修修了証明書所持者、重度訪問介護従業者養成研修修了証明書所持者

精神障害者の場合	介護福祉士、障害者（児）ホームヘルパー養成研修修了証明書所持者、介護保険制度訪問介護員養成研修修了証明書所持者（看護師、准看護師を含む。）、介護職員基礎研修修了証明書所持者、行動援護従業者養成研修修了証明書所持者、障害者居宅介護従事者基礎研修修了証明書所持者、居宅介護職員初任者研修修了証明書所持者、介護職員初任者研修修了証明書所持者、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく実務者研修修了証明書所持者、日常生活支援従業者養成研修修了証明書所持者、重度訪問介護従業者養成研修修了証明書所持者
----------	--

別表第3（第81条関係）

区 分	給 付 額	
	訓練に従事した日が15日以上の場合	訓練に従事した日が15日未満の場合
自立訓練又は就労移行支援の事業を利用している者	3,150円	1,600円
(備考) 更生訓練のために障害者支援施設等に通所した場合は、1月当たりの通所日数に日額280円を乗じて得た額と当該月の実支出額を比較して少ない方の額を給付額に加算する。		

別表第4（第108条関係）

(1) ショートステイ型日中一時支援

	区分等	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上	備 考
障 碍 者 (18 歳 以上)	区分3	299 単位	448 単位	597 単位	
	区分2	210 単位	315 単位	419 単位	
	区分1	165 単位	247 単位	329 単位	
	医療機関	560 単位	840 単位	1,119 単位	遷延性、ALS等
	医療機関	895 単位	1,343 単位	1,791 単位	重症心身障害者・児
障 碍 児 (18 歳 未満)	区分3	254 単位	381 単位	507 単位	
	区分2	199 単位	299 単位	398 単位	
	区分1	165 単位	247 単位	329 単位	
	医療機関	560 単位	840 単位	1,119 単位	遷延性、ALS等
	医療機関	895 単位	1,343 単位	1,791 単位	重症心身障害者・児
(備考) 1 低所得者の食事提供加算は、1日につき48単位とする。ただし、利用日に同一事業所が短期入所で食事提供体制加算を算定している場合は算定不可。送迎加算は、算定しない。 2 送迎に要した時間は、所要時間には含まない。 3 その他、地域区分による加算、利用者負担等については、算定基準の例による。					

(2) 一時預かり事業型日中一時支援

利用時間	区分 1	区分 2	区分 3	備 考
1 時間未満	105 単位	158 単位	210 単位	<p>1 報酬は、利用者 1 人当たりの利用時間に応じ、1 時間単位 (40 分未満切り捨て) で算定するものとする。</p> <p>2 加算については、 入浴介助加算 (区分 3 のみ) 50 単位 送迎加算 (片道) 54 単位 重度障害者支援加算 50 単位 とする。 ※重度障害者支援加算は短期入所基準を準用する。</p> <p>3 1 日当たりの利用時間は、8 時間を上限とする。</p> <p>4 報酬には、特甲地加算 (10.6 円/単位) を適用する。ただし、事業の実施地域が宝塚市以外の市町村の区域である場合は、当該市町村に適用される加算を適用する。</p>
1 時間以上 2 時間未満	210 単位	315 単位	420 単位	
2 時間以上 3 時間未満	315 単位	473 単位	630 単位	
3 時間以上 4 時間未満	420 単位	630 単位	840 単位	
4 時間以上 5 時間未満	505 単位	758 単位	1,010 単位	
5 時間以上 6 時間未満	590 単位	885 単位	1,180 単位	
6 時間以上 7 時間未満	675 単位	1,013 単位	1,350 単位	
7 時間以上 8 時間以下	760 単位	1,140 単位	1,520 単位	